

瀬戸内トラストニュース



第87号 2025年 8月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL & fax 086-243-2927

7.12～13 環瀬戸第36回総会 広島県三原市本郷で開催さる



7月12日（土）、炎天下の中、本郷処分場の現地視察。13日（日）には三原市本郷町の南方コミュニティセンターで午前中に第36回総会を開催、午後には、三団体共催による環境シンポジウム「STOP! 産廃汚染」が開催されました。シンポには竹原・三原・福山市から120名を超す参加がありました。

目次

環瀬戸内海会議第36回総会・環境シンポジウム総括	西井弥生	2～3
7. 13環境シンポ講演一1 経済の視点から放射性物質の処理の今を考える	大島堅一	4
講演一2 差し迫るPFA S問題と産廃処分場	末田一秀	5
話題提供一1 香川県豊島産廃事件からの教訓	石井亨	6
話題提供一2 繰り返される産廃汚染・本郷処分場からの警鐘	岡田和樹	7
7. 13環境シンポジウム「集会決議」		8
広島県知事・県議会議長に本郷処分場問題で要請		9
環瀬戸内海会議第36回総会報告～2025年活動計画並びに予算案	松本宣崇	10～12
環瀬戸第36回総会に参加して	森田由美子	13
持続可能な社会の実現のために人権としての環境権の法制化を	大原洋子	14
「未来への提言」にどう取り組むか	末田一秀	15
呉の海岸生物調査報告2025	湯浅一郎	16
25. 6.14朝日愛媛版 公害調停25年 産廃投棄と戦った石井亨さんに聞く	小林啓	17
ご寄贈「よみがえる美しい島」 新刊案内「奄美」幻の『集団自決』ほか		18
25. 3. 31山陽新聞 鞠未来トンネル開通		19
いんじょめいしょん～各地から 事務局から		20

環境瀬戸内海会議第36回総会・環境シンポジウム総括 「STOP! 産廃汚染～安定型廃止と廃棄物処理法改正を～」

環境瀬戸内海会議副代表 西井弥生

2025年の第36回総会は、「STOP! 産廃汚染～安定型廃止と廃棄物処理法改正を～」と題した環境シンポジウムを柱に、7月12日の視察・懇親会、13日の総会・環境シンポジウムという2日間のプログラムで実施した。

舞台は、安定型産業廃棄物処分場（本郷処分場）による深刻な汚染が進行する広島県三原市本郷。現地での交流を通じ、この問題をどう考え、今後の協力のあり方を探る機会とした。

視察ではまず、処分場下流の水路を確認。1月の視察時はヘドロや悪臭が際立っていたが、今回は業者による清掃で見た目や臭いは改善されていた（私たちの視察にあわせ清掃あるいは排水放出を控えたのか定かではないが、視察の間、業者は至るところで私たちの行動を監視・撮影などしていた。やましいことが無ければ必要のない行為である）。



汚水が流れ込まない小川の中にいたトノサマガエル
(環境省 準絶滅危惧種)

この小川はサワガニがいてホタルが舞い、お孫さんに自慢の、命にあふれた川だったと、原告団の竹ノ内さんは話してくださいました。少し上流の、処分場の排水が流れ込まない水路の中にはトノサマガエルの姿が確認できた。

ほぼ毎日行われている水質検査の数値に加え、この極端な生き物の生息状況の差が、汚染の深刻

さを如実に示しているではないか。それでも県は搬入を許可し、汚水は流され続け、農家は作付けを断念せざるを得ない、そんな理不尽な現実は、住民が身を削って調査や訴えを重ねても受け入れられず、むしろ業者の利益を優先するかのような広島県の姿勢によって、今も続いている。



汚水を貯める産廃場の貯水池（写真手前）にらみつける「怒れる水の女神」（田島征三さん・画）



日陰で岡田原告団共同代表から、処分場の位置などを説明いただいた。

懇親会は、姫路市夢前町で産廃計画を止めた「子供の未来を守る会」の安田さんと置塙さん（会計監査役）を囲み、本郷の皆さんから質問が相次いだ。計画中止に至るまでの具体的な取組みなどが共有され、各地の経験と知恵をつな

ぐ有意義な情報交換の場となった。孤立しがちな地域の闇いが横につながり、希望を共有できる時間だった。



姫路市夢前町の産廃計画中止の経験に耳を傾ける本郷産廃訴訟原告団の皆さん。

翌日の総会では、産廃反対運動、生物多様性のロビー活動、海岸調査など一見異なる課題も、「地域の人々だけでは抱えきれない問題を共同で担い、社会へ広げていく」という使命のもとでつながっていることを再確認した（詳細は10~12頁総会報告参照）。また、まだ見ぬ仲間となりえる同様の問題で孤軍奮闘しているであろう人たちに環瀬戸内海会議の存在を知らせるためにもホームページのリニューアルは重要だ。

シンポジウムでは、原発廃棄物、PFAS、豊島事件、本郷の現状を軸に、産廃問題の構造的欠陥と法改正の必要性が示された（詳しくは4~7頁講演要旨参照）。最後に採択した集会決議（8頁参照）は、県知事・県議会議長、環境省へ提出された。視察から懇親会、総会、シンポジウムへと続いた2日間を通して、産廃問題は「本郷だけの問題ではない」と強く実感した。各地で当事者が生活の基盤を奪われ孤立する一方で、廃棄物を生む側の多くは無関心なままだ。この分断を乗り越え、協力の輪を広げていくため

に、環瀬戸内海会議のこれまでの闇いの経験と、専門性が果たす役割の大きさを改めて感じた。



2024.8.12、産廃反対運動支援に現地を訪れた絵本作家・田島征三さんが描いた「怒れる水の女神」

**産廃処分場巡る
汚染歰止め訴え
三原でシンポ**

産業廃棄物処分場からの環境汚染を考えるシンボジウムが13日、三原市瀬戸内海会議など主催。造成コストが安い「安定型最終処分場」から汚染水の流出が各地で相次いでいるとして、この方式の処分場の廃止を求めよう意見が上がった。元大阪府職員の末田一秀さ



PFAS汚染については、有機フッ素化合物（PFAS）汚染について講演した。底にゴムシートを敷く「管理型最終

処分場」では浸出水を集め、浄化処理できるが、「安定型」では水が地下へ浸透して地域に問題が広がりやすいと指摘。「安定型の廃止を国に求めるべきだ」と訴えた。龍谷大の大島堅一教授は放射性廃棄物の規制を巡る課題を指摘。三原市本郷町にある民間の処分場からの汚染水を巡る報告などもあったほか、安定型最終処分場の廃止やPFASの規制強化などの法改正を求める決議が採択された。

2025.7.15 中国新聞 26面・地域 三原市で環境シンポ

7.13 環境シンポジウム「ストップ！産廃汚染」

～安定型廃止と廃棄物処理法改正を～

7月13日、三原市本郷で開催した環境シンポジウムの登壇者四氏の発言要旨を紹介します。

経済の視点から放射性物質の処理の今を考える



◆福島原発と 放射性廃棄物

原子力発電の問題は、事故と廃棄物処理がまったく解決していないことです。3号

機の大きな爆発の映像は衝撃的ですが、ここで飛び散った放射性物質で周辺地域が汚染されました。除染が進んで人が住むようになったところもありますが、二次汚染地域、除染されていない地域もたくさんあります。森林は除染できないのでそのまま残っています。汚染地域から出てきた廃棄物が全国にばら撒かれるのではないか、この地域に来るのではないかという心配が生まれています。

事故や廃棄物のリスクが大きい原発はまったく
経済的ではありません。高レベル廃棄物は 10 万
年、100 万年管理する必要があります。福島原発
事故から出てきた放射性廃棄物の量は、原発を 1
基廃炉にするとそのそれを 1 とすると、1,000 基
分以上出てくるのです。原発が爆発すれば広く散
らばるからです。こうした廃棄物は世代を超え、
大きな負担になってきます。

◆放射性廃棄物に関する法律

「原子炉等規制法」などで、病院のレントゲンで出る廃棄物なども普通に捨てることができません。一方、福島事故で汚染された廃棄物は「放射性物質汚染対処特別措置法」で別扱いになりました。特に厳しく規制すると思われがちですが、実は緩めているんです。100 ベクレル（以下、Bq）の放射能が本来の基準なのに、80 倍も緩い 8000

Bqとしました。これを「放射性廃棄物」とは別に「事故由来廃棄物」と名付けて、8000 Bq以下であれば再利用可能にしました。このため汚染土や除染土が農地に再利用されるのではないかと言われています。

本来、原子炉等規制法では「低レベル廃棄物」であれば、放射性廃棄物処分場を作つて、原子力規制委員会の定める基準に従つて、何年もの厳しい審査を受けて処分します。しかし、汚染対処特措法になると、8000 Bq以下なら規制がかからずほとんどザルになっている。これが根本的な問題です。

さらに問題なのは、廃棄物処理の事業を担っている機関とその安全性をチェックする機関が同じということです。汚染土や除染土の再利用に当って、国際原子力機関（IAEA）から、事業と規制が一体となっていてはいけないと指摘を受けました。

◆国や企業は「応答義務」を果たすべき

東日本大震災からもう 14 年経っています。法律を急ごしらえのものではなく、原子炉等規制法と放射性物質汚染対処特別措置法の評価手法を整合させることが必要です。

説明責任とよく言いますが、説明だけでなく、問い合わせに対しきちんと答えるのが本当の意味での説明責任です。情報公開と応答義務の抜本的な見直し、市民が監視できる仕組みが必要です。低レベル放射性廃棄物に関して他の国ではそうしています。原子力である以上、放射性廃棄物は出ます。市民・地域が合意できるような法改正が必要です。

差し迫るPFAS問題と産廃処分場

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀 ◇◆◇◆◇◆



◆安定型処分場とは

広島県三原市の本郷処分場は安定型の産廃処分場だ。安定型とは、腐敗・分解などで水を汚染しないとされる類、ゴムくず、廃プラスチックリート・陶器くず、金属くて受入れる処分場で、素掘り埋め立てができる。廃水、集水されることなくそのままく。水を汚さないことが前提もない。

しかし、現実には、廃棄物なので様々なものが付着していたりして汚染源となり、本郷処分場を始めこれまで各地で問題となってきた。日本弁護士連合会は、2007年に廃棄物処理法を改正して安定型処分場の区分をなくすよう提言を行ったが、2010年に中環審廃棄物処理制度専門委員会は「浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」と問題を先送りしてしまった。

◆PFAS の汚染源となる安定型処分場

さて、今回の講演では、最近の調査によって、安定型処分場が、PFAS（有機フッ素化合物）の深刻な汚染源になっていることが明らかになってきたことを踏まえて、問題提起を行った。丸尾まさき兵庫県会議員の独自調査では、明石川に流入する安定型処分場の下流水路から、国の暫定目標値50ng/Lの2千倍にあたる10万ナノグラム/リットル（以下、ng/L）のPFOAが検出されている。岩手県環境保健研究センターの報告では、安定型4処分場の浸出水からPFOAとPFOSの合計で275、195、261、7.1ng/Lといった数値が検出されている。PFASは表面処理剤、金属メッキ液、工業用精密洗浄液として使われているから、それら

の廃容器である廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずが安定型処分場に持ち込まれる可能性がある。他にも添加剤として PFAS が使用された廃プラスチック類、PFAS 含有塗料が使用された金属くず、PFAS 含有防汚剤が使用された石材（がれき類）、業務用写真フィルムなど安定型 5 品目に PFAS が含まれる可能性は高いと言える。明石川流域に位置し、排水から PFAS が検出されている管理型処分場の業者は「PFAS は日用品、建材などあらゆる物に使用され、多くの工場や事業所で取り扱ってきた。受け入れた廃棄物の中に薄く広く PFAS が存在しているとしか考えられない」と語っている。管理型の場合は、排水処理で活性炭を使えば濃度を下げることができるが、安定型処分場の唯一の環境対策である展開検査（廃棄物を拡げて目視で確認する検査）では、PFAS の搬入を止めることができない。PFAS 対策を考えると、安定型の区分を廃止するしかない。

◆本郷処分場の課題

本郷処分場の下流には、上水道がなく地下水を飲用している家があると聞いた。また、汚染水を農業に使用できないと耕作断念がすでに出ていた。したがって、PFAS 汚染の実態調査を早急に実施する必要があると講演では述べた。

本稿執筆時に、本郷処分場の調整池排水の分析結果が届いた。PFOA58.2ng/L、PFOS5.7 ng/L、合計 63.9 ng/L。恐れていたとおり暫定目標値 50 ng/L を超過している。詳細な調査が必要だ。

7月12日、この日の本郷処分場からの排水溝口も貯水池も赤茶けていた。

香川県豊島産廃事件からの教訓

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ ◯ 環瀬戸内海会議共同代表・元香川県議会議員 石井亨 ◯◆◆◆◆◆



◆豊島事件

13年間にわたり悪質な事業者が不法投棄を続けた豊島事件は、1990年に兵庫県警の摘発によって全国の知るところとなった。事業者は逮捕され有罪が確定したが、あとには膨大な廃棄物が残された。汚染が確認されたことから香川県は、撤去命令を出したが、約1340トン撤去して安全宣言を出し、幕引きを計ってしまう…。

◆時代背景

1960年代には多くの公害が発生する。1970年の「公害国会」では、公害対策基本法の抜本改正及び関連14法案が可決され、この年の12月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が成立したが、コンクリートで各種有害物を固化して、公海上の海域に沈めるのは合法だった。

豊島でも、土砂をとった跡地に廃棄物固化の施設をつくる計画が持ち上がり、1977年住民による建設差し止め訴訟、事業者による暴行傷害事件などを経て、最終的には、無害な4品目を島に持ち込んでこれをミミズに食べさせるという中間処理業で許可が下された。ところが、実際にはシュレッダーダスト、廃プラスチック類などが埋め立てられ野焼きされることになった。

1987年には姫路海上保安署が検挙したが、事業は止まらず 1990年に兵庫県警の摘発で有罪判決が確定したが、跡には誰も責任をとらない大量の廃棄物が残された。

◆公害調停

これを受け、1993年に豊島住民は公害調停を申請する。また、汚染地を買収するために、事業者を相手に民事訴訟を起すが、妨害行為が入り、今度は破産管財人が原告となって妨害排除請求訴

訟を行うなど、調停外の多くの手続きで調停を支えることとなる。

また、ゴミは最終的には全部原料化して使うという方針はだされるが、膨大な費用が必要なことから県議会や知事の抵抗にあう。誰が本当に自分たちの県のあり方を決めることができるのか、それは主権者である県民ではないか、香川県下5市38町の137会場で座談会を開催し、島の中でも繰り返し勉強会をやって、一人ひとりが自分の言葉で語れるようになる。一人ひとりが学んで成長していくという過程を踏みながら、住民の直接行動は7000回を超えるものとなり、最終的には、全ての廃棄物を原材料化、撤去することとなった。これが後の各種リサイクル法制定などへと繋がることになる。

◆住民参加のしくみ

豊島と香川県の契約で「豊島住民は共創の理念に基づいて香川県を監視するという立場で香川県と共に働く」ことになっている。全ての処理の方針は科学者集団が決めるが、住民はオブザーバーとして科学者会議に出席し、全ては公開で行うこととしている。我々は香川県を監視していく「共働者」という解釈で処理事業を進めている。

25.7.13 環境シンポジウムの YouTube アドレス & QR コード

環境シンポは、下記アドレスから YouTube で見ることができます。是非ご覧になってください。

https://www.youtube.com/watch?v=t_c42UxTihw



QRコードからも見ることができます。

繰り返される産廃汚染・本郷処分場からの警鐘

◆本郷処分場の概況



本郷処分場は、JAB 協同組合が運営する「安定型」最終処分場で、面積は9万m²、一日あたり10tダンプが20~30台搬入するほどの規模です。この場市にまたがる分水嶺に位置して水道水源として8割の市民に供

2022年9月に操業が始まり、翌年5月には住民が汚染を確認（「安定型」からは汚染水は出ないという建前）、翌月浸透水のBODが基準値を超過したため広島県が搬入停止の勧告を出しました。業者はこの勧告に従わなかったため、県は警告を出しました。業者側は落葉や小動物がパイプに詰まったことが基準超過の原因とし、県は搬入再開を認めました。2024年7月には鉛とその化合物が基準値を上回り、県が搬入停止の勧告を出しますが、これについても自然由来とされ、基準値を下回ったため県は搬入再開を認めました。さらに11月、BODの数値が150ppmという桁外れの数値を示し、県は搬入停止を勧告します。しかし、汚染源を特定できない中で、この4月、県は搬入再開を認めました。

◆住民への影響

この水は直接河川に放流されています。この 2 年もの間、産廃処分場の直下にある調整池には泡だらけの水が流れ込んでいました。水道が敷設されていない近隣住民は、汚染水の流れる川のすぐ横で井戸水を汲み上げていますが、生活用水として利用できなくなっています。また、汚染水を田んぼに入れることができないことから、昨年 5 軒の農家が、今年さらに 9 軒の農家が作付けを諦めざるを得なくなりました。

◆私たちの運動

住民有志は、昼夜問わず河川の水質検査を続けています。私たち原告団は、計画に対して4万3千人の反対署名を提出し、裁判に訴えました。建設差し止めの仮処分では、住民の「平穏生活権」を認める判決が出ましたが、有害物質の発生と井戸への到達が立証できないということで最終的に敗訴となりました。県による建設許可の取消しを求める行政訴訟は、県の審査に看過し難い過誤・欠落があるとして、広島地裁は許可取消しの判断を下しました。県が控訴をしたため、この裁判は今も続いています。

議会への働きかけの結果、三原市議会では設置許可の取消を求める決議が全会一致で可決され、水源保全条例を制定する運びになり、竹原市でも同様の意見書が出されました。広島県議会による現地視察も行われました。しかし、汚染の状況は今も変わっていません。

私たちは広島県に対して、①住民に対する詳しい説明 ②水質汚染の原因究明、併せて汚染物質の除去と住民救済 ③産廃行政の転換と、条例制定や規制強化、最終的には、水源地域の買戻しを求めています。

国に対しても安定型処分場廃止の要望をしていますが、国は、安定型処分場の類型廃止は一顧だにせず、今後災害ごみの主要な受け皿になるとさえ考えています。法改正に向けての運動が必要です。



集会決議

本日、私たちは、広島県三原市本郷町にある産業廃棄物の処分場で発生している深刻な環境汚染を踏まえて、環境シンポジウム「ストップ！産廃汚染」を開催し、かつての清澄で安全な水を取り戻し、安心して暮らせる環境を取り戻す方策を議論した。

広島県知事の設置審査が杜撰と裁判所に断罪され、許可が取り消されたにもかかわらず、不当な控訴により業者が操業を続け、垂れ流された汚水からは基準を超過する鉛なども検出されている。水道水源でもある下流域では農業利水ができず、耕作を諦めざるをえない方も出ている。

その原因は、行政や事業者の問題に止まらず、廃棄物処理法そのものにある。廃プラスチック、建設廃材など安定型5品目とされる産廃は、水質汚染を起こさないとされ、素掘りの場所に排水処理不要で埋立処理することが認められている。この安定型処分場は、全国各地で深刻な環境汚染を引き起こし、日弁連は2007年に廃止するよう意見書を出した。しかし、安上がりの処分場を求める業界に配慮したのか、中央環境審議会は2010年に問題を先送りする報告書を出している。

今、全国で有機フッ素化合物（PFAS）による環境汚染が明らかになっている。PFASは安定型5品目にも含まれ、安定型処分場に持ち込まれて処分場が汚染源となっている。2011年の東電福島原発事故で環境中に放出された放射能は、廃棄物や除染土の中に残り続け、不安を与え続けている。これらは、安定型処分場の唯一の環境対策である、搬入時の展開検査による目視では確認することができず、「安定型5品目は汚染を起こさない」という法の前提は崩れ去っている。

本郷処分場が物語っているのは、まさにその現実であり、全国から注目されている。廃棄物処理法は、香川県豊島での大規模不法投棄事件などに学び、何度も改正強化されてきた。

ここに参集した私たちは、本郷処分場を安定型処分場の在り方を問う、廃棄物行政の転換点と位置づけ、広島県の姿勢を問うと同時に、安定型処分場の区分廃止、PFAS含有廃棄物を特定管理産業廃棄物（有害廃棄物）に位置付けるなど、国民の安全を守るための法改正を求めていくことを決議する。

2025年7月13日

環境シンポジウム「ストップ！産廃汚染」参加者一同

広島県知事・県議会議長に本郷処分場問題で要請

2025年7月14日

広島県知事 湯崎英彦 様

本郷処分場問題の抜本的な解決と廃棄物処理法の改正について（要請）

私たちは、昨日、環境シンポジウム「ストップ！産廃汚染」を開催し、120人余の参加を得て、別紙の集会決議を採択しました。

この趣旨に基づき、以下のとおり要請を行います。真摯に対応されるよう求めます。

1. 三原市本郷町にある安定型産業廃棄物処分場については、深刻な環境汚染が続いているおり、許可を取り消すとともに、汚染源の究明、撤去を業者に命じること
1. 全国の安定型処分場の下流域で、未規制のPFAS汚染が広がっている。本郷処分場をはじめとする県内処分場の実態調査を行うこと
1. 環境省に対し、安定型処分場の廃止、PFASの有害項目への位置づけ、現行処分場の規制強化などの廃棄物処理法改正を行うよう働きかけること

2025年7月14日

広島県議会議長 中本隆志 様

本郷処分場問題の抜本的な解決と廃棄物処理法の改正について（要請）

私たちは、昨日、環境シンポジウム「ストップ！産廃汚染」を開催し、120人余の参加を得て、別紙の集会決議を採択しました。

この趣旨に基づき、以下のとおり要請を行います。真摯に対応されるよう求めます。

1. 三原市本郷町にある安定型産業廃棄物処分場については、深刻な環境汚染が続いているおり、許可を取り消すとともに、汚染源の究明、撤去を業者に命じるよう県当局に働きかけること
1. 全国の安定型処分場の下流域で、未規制のPFAS汚染が広がっている。本郷処分場をはじめとする県内処分場の実態調査を行うよう県当局に働きかけること
1. 環境省に対し、安定型処分場の廃止、PFASの有害項目への位置づけ、現行処分場の規制強化などの廃棄物処理法改正を行うよう働きかけるよう県当局に働きかけること

当初、7月14日広島県庁を訪れ、湯崎知事と中本県議会議長に面接し要請する予定でした。しかし、参議院議員選挙投票日（7月20日）を目前に、知事・議長も更には報道機関も参院選に注力しており、陳情や要請を受ける余裕も報道機関の対応も期待できないと判断しました。やむを得ず、三原・竹原市民による産廃問題を考える会・環瀬戸内海会議・環境問題を考える会の三団体連名による要請（上記）を、7.13環境シンポ参加者一同による集会決議（8頁掲載）を添え、7月17日付で湯崎知事、中本県議会議長に郵送しました。また、環境省の産業廃棄物対策担当部局にあて7月22日付、知事・議長あて要請と集会決議を添え、環境省としても検討を求める要請を郵送しました。

環瀬戸内海会議第36回総会報告

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇



7月13日午前、前日の猛暑の中の本郷産廃処分場現地視察もなんのその、参加の皆さん、元気な顔で総会に臨んでくれました。中には20年来の支援者で初参加、あるいは10数年ぶりに参加の方もおられ総勢20名参加。例年に比べやや寂しい人数でしたが、約二時間にわたり活発な討論が繰り広げられ、2024年度活動報告・決算を承認の後、以下の2025年度活動計画並びに予算案を決定したことを報告します。

《2025年度活動計画》

(1) 生物多様性に関するロビー活動

2024年度活動報告で述べた趣旨を前進させるべく、5~6月をめどに国会議員や法律家が現状の問題点を整理し、共有するために「生物多様性の保全」に関する院内集会の開催をめざすこととなった。3月18日、環瀬戸としての趣旨文をとりまとめ、この間、関わりのある近藤昭一議員秘書との折衝を始めた。議員連盟の発足までを考えると、会の運営を継続的に前に進めるためには、事務局長的な役割を果たせる議員を見出し、また生み出すことが最大の課題であることがみえてきた。若手の議員で、問題意識を持ち、かつ秘書を含めた事務所体制がある人が必要である。そういう人を探すにはかなりの時間とエネルギーがかかることになる。イッシュごとの取組みでは6年任期の参議院議員の役割に期待する面が大きい。そう考えると、6月上旬に急いで院内集会を行うよりも、参議院選挙の結果が出てから議員へのロビー活動を始め、一定の準備をして開催する方がいいということになった。いずれにせよ、核になりそうな議員へのレクチャーを主な目的として一定数の議員を相手にした会合の開催、及び生物多様性に関して環境委員会での質問を具体化することをめざすこととする。憲法、平和、基地などであれば、一定の核になる人が見えるが、現状では選挙や成果に直接つながらない分野に力を入れる人は見てこない。当面は辺野古埋め立てや、上関使用済み燃料中

間貯蔵施設問題などを絡めた取り組みを通じて認識を深め、人脈を広げていくこととした。

(2) 「未来への提言」の推進に向けた取組

瀬戸内法50年プロジェクトで示された「未来への提言」を推進する。その一助として、瀬戸内海における海洋保護区、生物多様性、そして開発の現状を、地域の漁業者や政策決定層が共通の土台として認識できるよう、わかりやすく可視化した資料(パンフレット・ブックレット)を作成する。これにより、国会議員や法律家への政策的働きかけや、漁協等地域現場との対話の橋渡しを担うことをめざす。

内容としては以下の点を想定する。

- ・瀬戸内海の海洋保護区
- ・OECM(保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域)の概況マップ
- ・生物多様性に関する主要な指標や変化(例:アマモ場・干潟・魚種の推移)
- ・各地での地域主体の取組(再生活動、教育活動等)の事例紹介
- ・開発の状況もマップに示す(原発の位置や予定地など)
- ・現場の声(漁協調査より)から浮かび上がる課題と提案

(3) 各地の産廃処分場反対運動の支援と法改正への取組

各地の産廃処分場建設計画に対する現地住民の

反対運動を引き続き支援する。

PFAS 使用の泡消火剤という米軍基地由来としか思えなかった PFAS の河川や地下水汚染、ひいては水道水源の汚染にまで及んでいる。さらには一昨年来、PFAS を含む使用済み活性炭の野積み放置や産廃処分場への埋め立てが全国各地で明らかとなってきた。

岡山県吉備中央町に典型的に見られるような水道水源汚染など、特に問題が顕在化している安定型処分場の区分を廃棄物処理法で廃止するよう求めていく。

(4) 反原発・中間貯蔵施設建設計画

上関原発のための中国電力所有地の周辺海域が海洋保護区であること、環境省や山口県が海洋保護区を保護していくための具体的な施策を放棄していることの問題を訴えて、港湾施設や埋め立てが必要になる使用済み核燃料中間貯蔵施設の計画に反対していく。

第 7 次エネルギー基本計画で「原発依存度を可能な限り低減する」との表現を削除して原発推進政策を無理押ししようとしても、核燃料サイクルが破綻し、プルトニウム利用政策が矛盾だらけであることを訴えて、伊方原発をはじめとするすべての原発を 1 日も早く廃炉にできるよう取り組みを進めていく。

(5) 辺野古土砂搬出反対運動の支援

辺野古土砂全協との連携を維持し、ともに活動していくことを旨とし、環瀬戸としては、土砂採取は搬出される側も搬入される側も環境破壊を引き起こすものであり、かつ生物多様性を保全するという立場から積極的に支援していく。以下、土砂全協の活動方針をここに掲載する。

- ① 奄美の石材（土砂）を持ち込ませない
- ② 海砂採取を止めよう
- ③ 政府交渉を続けよう
- ④ 遺骨混じりの土砂を使わせない
- ⑤ 沖縄県に対して大浦湾一帯の埋立て承認の再度の撤回を求めよう
- ⑥ 裁判を支える
- ⑦ 「島々を戦場にするな」の思いに呼応し、「本土」での戦争準備を止めよう
- ⑧ 連帶してすすもう

(6) 瀬戸内海沿岸の海岸生物調査

23 年目となる瀬戸内海沿岸の海岸生物調査は、今もこれまで協力頂いた団体・市民の力を得て各地で継続する。特に呉市周辺の海岸生物調査は、本年は 6 月 23 日～25 日に行う。併せて呉以外の松山（白石鼻、中島）、竹原（竜島）での継続や拡大に向けて、新たな調査主体の発掘や手法（依頼時期や調査の手引き）の改善などに取り組む。

(7) 環瀬戸内海会議ホームページ（HP）のリニューアル

環瀬戸内海会議では 2000 年からホームページ（HP）による情報提供を開始し、その後 2004 年のアドレス変更、2013 年から約 2 年間の中止を経て、2015 年から現在の HP で情報発信を続けてきた。現在ではスマートフォンやタブレットによる閲覧者も増えており、活動や会員の拡大に向けて情報提供のあり方にも更なる工夫が求められている。このため、HP のリニューアルに取り組む。

山口県上関中間貯蔵その後

環瀬戸内海会議監事 三浦翠

中国電力は 2024 年 4 月から 11 月までボーリング調査を行い、6 か月程度で結果を発表するとしていたが、未だになんの発表もない。

周辺自治体では反対の意思を「見える」化する動きが続いている。

平生町では、自治会を通じてアンケートを行い、70%が反対。この結果を 8 月 19 日県知事に申し入れる。

柳井市では、12 月の市議選の勝利を目指して活発に動いている。

周南市では市当局と市議会に、反対推進双方の専門家を招いての住民説明会を開催するよう申し入れや請願に取り組んでいる。

中国電力が何も言わない理由は、不明のままである。 (25. 8. 12)

《2024年度決算報告並びに2025年度予算案》

環瀬戸内海会議・第35期(2024.4.1~2025.3.31)予算及び決算
並びに次期、第36期予算案(2025.4.1~2026.3.31)

	勘定科目	補助科目	第35期		第36期予算
			予算	決算	
収入	前期繰越		1,985,882	1,985,882	1,763,496
	年会費		1,070,000	1,223,196	1,160,000
		団体	70,000	80,000	60,000
		個人	700,000	556,000	550,000
		総会参加費等	300,000	587,196	550,000
	事業収入		600,000	1,132,260	312,000
		集会シンポ等	0	0	0
		書籍販売	600,000	1,116,960	300,000
		物品・冊子販売	0	15,300	12,000
	寄付・カンパ		650,000	618,900	600,000
		環瀬戸内海会議	650,000	618,900	600,000
雑収入	雑収入		20	258	200
		受取利息	0	0	0
			20	258	200
	合計		4,305,902	4,960,496	3,835,696
支出	会議費		320,000	512,435	510,000
		役員会	20,000	6,250	10,000
		総会	300,000	506,185	500,000
	活動費		150,000	187,860	300,000
		旅費交通費	150,000	187,860	300,000
	共闘費		25,000	18,000	20,000
		諸会費	20,000	18,000	15,000
		寄付金	5,000	0	5,000
	雑支出		2,000	4,950	5,000
		機材購入費	0	0	0
		雑支出	2,000	4,950	5,000
	機関紙費		640,000	517,032	580,000
		封筒・振替用紙印刷	70,000	42,856	40,000
		発送費	320,000	328,844	320,000
		印刷費	250,000	145,332	220,000
	事務所費		120,000	120,000	120,000
	事務局費		248,000	264,648	270,000
		通信費	180,000	192,162	190,000
		事務消耗品費	25,000	42,432	40,000
		資料費	10,000	5,929	10,000
		印刷費	28,000	19,630	25,000
		支払手数料	5,000	4,495	5,000
	仕入高「豊かな島・豊島」		0	39,780	0
	書籍作成出版費「瀬戸内法50年」		1,300,000	1,518,985	0
	振替通知料金		15,000	13,310	13,000
	合計		2,820,000	3,197,000	1,818,000
	差引残金(次期繰越)		1,485,902	1,763,496	2,017,696

監査報告

環瀬戸内海会議第35期(2024年度)会計を厳正に監査したところ、帳票書類等正確かつ適正に処理されていることを認めます。

監査 置塙 亨介



監査 吉岡 賢二



❖❖ 第36回総会に参加して ❖❖

自慢の本郷の水を取り戻せ！

環瀬戸内海会議会員 森田由美子

12年ぶりに総会に参加。松本さんは体一つで行動、石井さんは家族の介護、阿部さんは足元におしゃれな冷え対策。一見変わりなく元気そうだが、私たちもろろって後期高齢者になり、心身ともに順調に年をとったことを再確認したところである。

豊島事件から35年、国は、県は、市は何を学び教訓としたのだろうか。産廃から住民を守る法整備をしたのか。私は少し期待したが、最近もぐら叩きのように次々と出てくる産廃被害に恐怖を抱いている。

本郷産廃で水を汚され、稻作をやめる人、野菜作りあきらめる人など、離農者が出てきている。子どもの川遊びもできなくなった。本当に大切な生業と楽しみを奪われた。信じてはいけないものを信じてしまったために「本郷事件」になってしまった。ここに、福島からの放射能汚染土も搬入されるかもし

れないという。恐ろしい。

産廃処分場は必要だととしても、住民の生活を守りながら保管・管理・維持されなければならないと思う。今なら本郷の生活を元に戻せる。豊島事件を教訓に令和のじじばば一揆を起こさなければならないか！！（かんべんしてよ～あの時はこんなに暑くなかった。若かった！！）

岡田君、旗を高く掲げて！！大きく振って！！田島征三さんのTシャツで続くよ！！（25,8,5）



本郷処分場に反対し何かできないかと絵本作家・田島征三さんが「怒れる女神」を描きました。地元ではカンパへ協力を求めTシャツを作りました。田島征三カンパTシャツ3000円。サイズはFのみ。

誰もが「平穏(へいおん)時代」に生きたいはずなのに

「伊方原発をとめる大分裁判の会」事務局 大原洋子

『デリカド』-危険という映画を観た。フィリピンのパラワン島では違法な伐採や漁業が横行し、環境警備隊(住民)が阻止に努めている。敵は業者に加え大統領、州知事も。同国では環境活動家が驚くほど殺害されており、命懸けの闘いだ。

これを遅れていると言う資格はない。銃こそ登場しないが、じわじわ命を蝕む行為が日本各地に見られ、その例が本郷産廃処分場問題であり、アーサー・ビナードさん命名の【じりじり原爆】-核発電。今まさに放射能汚染ゴミまで公共事業で全国にばらまかれようとしている。自然を傷め、心

身ともに健全に生きる権利を侵害し続け、未来永劫に厄介極まりない汚染物を残していく。それも目に見えづらい形なので厄介で深刻。

生まれ育ちも現在も瀬戸内海と縁が深い私だが、「環瀬戸は遠きにありて思ふもの」、まして猛暑の中の見学・総会・シンポのフル参加は無理と思っていた。だが、20年前、当会の存在を教えてくれた親友を亡くし、初参加を決めた、動けるときに動こうと。

7/12 広島から東へ。沿線の田圃には稻でなく太陽光パネルが多く育っていた。ただ、午後訪れた

本郷の集落は違い、協力し合って田圃を維持してきたという。その大切な水源の上での業者の暴挙、それを許可した県、稻作を断念する農家…会のニュースを読んでもニブイ私はぴんと来ていなかつた。百聞は一見に如かず。美しく草刈りがなされ丁寧に人々が暮らす姿と処分場の対比は余りに残酷で、大きなショックを受けた。

命の根源の水。山では甘露水で生き返り、どこの蛇口をひねっても安心して飲めた。「水と安全はタダ」と長らく言われた。全て過去形で語らざるを得ないほど、この列島の自然は金儲けのために人間によって痛めつけられてきた。

その中にあって、最上流の美しい水源でこんなひどいことが！これを「身体権」「平穏生活権」としての浄水享受権※と知った。現代人は本当に大

切で譲れないことがわからなくなっているのでは？業者も行政も憲法 13 条、25 条を知らないのか。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については最大の尊重を必要とする。」

一般人が司法に訴えるのはよくよくのこと。2016 年提訴の伊方原発差止訴訟にかかるので、裁判の大変さが少しあわかる。毎週の水質検査等の地道な活動ぶりには頭が下がる。

こうしている間にも身勝手な汚染が進行している。映画の最後のシーンで仲間に向けて隊長が叫ぶ、「DELIKADO！」と。私たちも業者と県に叫ぼう、「危険だ！すぐ止めろ！」 (25.8.3)

※ 宮崎淳-創価大学教授「人格権としての浄水享受権について 一 廃棄物処理施設をめぐる差止裁判を契機として一」 [sokahogaku35_2_4.pdf](#)

持続可能な社会の実現のために 人権としての環境権の法制化を

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

日弁連が 6 月 20 日、「持続可能な社会の実現のために人権としての環境権の法制化を求める意見書」を取りまとめ、環境大臣等に提出した。

1. 環境基本法に、2022 年 7 月 28 日の国際連合総会決議で承認された、人権としての、何人も、清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利（環境権）を有することを認める旨の明文の規定を追加すること。
 2. 上記 1 の新設規定の内容に従って関連する法律を見直し、政策、施策や個別事業の決定過程における公衆参加権及び環境情報へのアクセス権の保障並びに司法アクセスの確保を内容とする法律を整備すること。
- を求めている。

背景にあるのは、日本が世界の動向から立ち遅

れていますことだ。その典型が、1998 年に採択されたオーフス条約だ。環境保全に関する権利の保障のためには、環境に関する政策や個別事業の決定やその実行過程において実効的な公衆参加が不可欠である。また、そのためには、市民が環境情報に十分アクセスできることが必要となる。オーフス条約では、環境権の実効性確保のため、情報アクセス権、公衆参加権、司法アクセス権を定めている。イギリス、フランス、EU など 48 の国と地域が批准しているが、日本は批准していない。

(25.8.11)



オーフスネット



はんげんぱつ新聞

「未来への提言」にどう取り組むか

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎 ◀▶◀▶

2023年を通して取り組んだ『瀬戸内法50年プロジェクト』をまとめた『瀬戸内法50年』を2024年6月に刊行してから1年余りが過ぎた。その最終的な成果である『未来への提言』(以下、「提言」)は、2023年12月12日、環境省、農林水産省、国土交通省に提出した。それから一定の時間が経つ中で、「提言」を具体化していくためには何が必要かを検討してみた。

◆ 「政府への要望」

1) 環境省

提言2：海洋保護区の地図を公開すべきという
件は、2025年1月の環境省ヒアリングによって国
際データベースの所在を知ることができ、「瀬戸内
海の海洋保護区」をはじめ、かなり見えてきた（本
誌86号）。今後は、海洋保護区における生物多様
性の保全からの規制を求めていく必要がある。

提言 6： 湾・灘協議会について環境省は、「環境省としても重要と考えており」「地域の取組を支援したい」と答えた。この点がその後、どう前進したのかを問うていかねばならない。

環境省への提言の項目には入っていないが、「2. 未来に向けてなすべきこと」の1)(1)で書いた「磯浜復元により、自然の力で砂浜や磯場を復元する」をどう追及していくのかも検討せねばならない。この点は、2021年4月の瀬戸内法の一部改正に対する付帯決議二に盛り込まれた「未利用埋立地等を利用し、自然の力を活かした磯浜の復元に努めること」を活かすことにつながる。

2) 農林水產省

提言1：灘別漁獲統計をやめた理由が水産庁の人員削減であることが分かったが、これにどう臨むのか検討が必要である。

提言2、3：2022年に閣議決定した水産基本計画に沿って対処するとの回答なので、沿岸漁業の実体に照らして批判的に検討する作業を行うこと

が必要である。

3) 国土交通省

提言 1, 2 :回答は総じて否定的なもので、河川整備計画の検証や、芦田川河口堰に係る問題点の研究が課題である。

◆ 「市民としての取組み」

- ・「漁協聞き取り調査」は66漁協で実施したが、西井副代表が岡山県西部のいくつかの漁協につきフォローする取組を行っているが、可能な範囲で各地で同様の取組を検討すべきである。さらに聞き取り調査を追加すべき漁協を選び、具体化を進めたい。
 - ・ 聞き取り調査からスナメリクジラの生息域が広がっている兆候が見えたが、これをモニターするために、フェリーなど定期的に瀬戸内海を航行する海運業者へのアンケートを行うとか、めぼしい海域について聞き取り調査を行いたい。
 - ・ 長期にわたる生物多様性モニターの唯一の例である呉の海岸生物調査の継続は、当座、従来の態勢で遂行しつつ、さらなる体制の強化を目指す。同じ方式で白石鼻、竜島など呉の調査を補足できるような調査地点を模索する。
 - ・ 「政府や自治体の動きを活性化させるため、院内集会などを通じて国会議員、政党と共に行動しようと呼びかけていく」をどう進めるのか、生物多様性の保護区に絞ったものでいいのかどうかなどを検討する。

いずれにせよ、「未来への提言」としてまとめた行動計画を念頭に置きながら、活動計画を企画し、取り組んでいきたい。拙論はとりあえずの試案であり、会員の皆さんからの批判、コメントをお願いしたい。(25. 8. 11)

編集部注：本論考にある各省庁への「提言」の全文は、当会が昨年6月刊行の「瀬戸内法50年—未来への提言」に所収されています。ぜひお求め下さい。

定点から環境の変化を見続ける — 呉の海岸生物調査報告 2025 —

事務局・海岸生物調査担当 小林 啓

今年の呉の海岸生物調査は 6 月 23 日から 3 日間、広西大川河口、長浜、戸浜の定点で実施した。湯浅、井出、大島の 3 名が全日参加したほか、東、中市後、望月、初参加の小林が加わった。私を除き皆さん手際よく調査を進められていた。

初日の広西大川（別名：黒瀬川）の河口域は岸壁沿いに干潟が広がる。干潟には小さな無数の穴が開いており、ハクセンシオマネキやチゴガニが出入りしている。



2025. 6. 23 広西大川河口 牡蠣養殖用の木杭が広がる干潟の足元には無数の穴。ハクセンシオマネキやチゴガニが素早く出入りしていた。

メンバーが見つけた生物をパッドに入れると、湯浅さんが「これはハサミのところに毛が生えているからケフサイソガニ」など説明いただける。これまでのニュースでも書かれていることだが、この調査には湯浅さんの存在が大きい。目の前の生物、自然を慈しんでおられ、知識だけでなく生き物への向き合い方にも学ばせてもらえる。

長浜と戸浜は、一般道から少し離れた磯が広がる場所で、干潮時の潮だまりには、多くの生き物を見る能够である。皆が潮だまりに目を凝らす中、素潜りで海中の生物を探し出す井出さんは、この調査になくてはならない存在だ。

カメノテ、イボニシは、海岸の岩場を 10m 幅で数を数えていくのだが、思ったより高い岩場や見過ごしそうな岩の割れ目にも目配りが必要で、足元が滑りやすいので、実はなかなか大変な作業で

ある。それでも一旦数え始めると夢中になって暑さも足場の踏ん張りも苦にならない。カメノテは千個を超えることもあるが、思うほど煩わしくなく、自然に囲まれたフィールド作業の醍醐味なのかもしれない。



2025. 6. 24 長浜 潮だまりで見つけた生物種を調べるとともに、岸壁部は 10m ごと分担してカメノテ、イボニシの個体数を数える。

1960 年から 40 年以上調査を続けてこられた故藤岡義隆氏（元環瀬戸顧問）は、水質や周辺環境の悪化によって生物種が激減している状況を憂いておられた。環瀬戸内海会議はこの調査を引き継ぎ、同じ場所で種の変化を見続けている。地道ながら他に類を見ないデータを積み重ねている。

60 年の調査では長浜で 86 種、戸浜で 82 種の海岸生物が確認されたが、その後激減、90 年代に若干増加したものの、現在は 30 種を維持するのがやっとである。ここ数年、徐々に回復の兆しも見えるようだが、60 年の調査で生息が確認されて以降、呉の海岸から姿を消したカシパン類やキンセンガニなどは、今では瀬戸内海域の府県で絶滅危惧 II 類や準絶滅危惧種となっており、回復は簡単には望めそうにない。昔の瀬戸内海の自然がいかに豊かであったかを改めて思い知らされるとともに、悪化を防ぎ少しでもその豊かさを取り戻すため、環瀬戸の活動はますます重要になっている。

(25.8.8)

豊島閑心薄れれば同じ誤懸念

卷之三



大量の薬業廃棄物が不法投棄された跡地に立つ石井亨さん=香川県土庄町豊島家浦、渡辺香果撮影

公害調停25年

産業政策と聞いた石井亨さんに聞く

かつて大量の有害産業廃棄物が不法投棄され、「ごみの島」と呼ばれた瀬戸内海の離島、豊島（香川県土庄町）。計15万t以上ついた廃棄物の完全処理に邁進をついた公害賛停の成立から、今月6日で25年になった。原動力はついた住民運動を担った一人で、町議の石井享さん(85)はやく返つてからうた。



1990年 強制搜查

「国内最大級と言わされた豊島の産廃不法投棄事件の発端は、1975年に業者が香川県に産廃処理業の許可申請をしました。県は78年に汚泥処理などに限つて許可したが、業者は許可外の車の破砕ごみや廃油などの有害廃棄物を次々と燃や棄するようになりました。90年に兵庫県警が強制捜査するまで続いた。野焼きによってダイオキシンも発生した。産廃は山積みになつたまま焼された。

僕が住民運動に参加したのは90年の強制捜査の直後です。まもなく父が亡くなり、生活の両立が難しくなったが、「産廃を撤去できなかつたら、子や孫の世代から恨まれるやうになら」と逃げられませんでした。

国定公園である豊島でなぜ十数年もの間、不送投棄が行われたのか。金属回収を装つなど、合法に

1960年、臺灣
に生れ。61年に渡米して農業研究。84
年、米国シカゴ大学にてコニヨニティイ
選定代表人や香川県議(2期)を経
て、カレッジ卒。農林省農業試験場に附

見せかけた業者の悪知恵と、現場職員が違法行為に気づきながら、

適切な指導監督や怠った県の「協力」がありました。間違いを犯した県に謝罪させ、その責任にして元の島に戻らせるのが目標でしたが、まことに。

今豊島住民は93年、産廃の全面

転機は、日本弁護士連合会会長を務めた中坊公平弁護士と出会つた

たといひです。中坊わくべの隠が
やつてからいた展闡になつてになら
ない顔をあがす。中坊わくべは「私に
任せられた」でながら「おふだら
を何をしあげゆ」U顔にかけて
あがした。書門家は出せねばこ
い顔つていた住民は最初、戸惑い
あがだ。

が、他人事と思っている人が多數の世論を動かすのは資質ではありません。県庁前の立行つ放し、座談会の開催など、多様な闇いをしていました。中坊さんは「国民主権の実質化運動」表現しました。

2000年 知事が謝罪
▲2000年6月6日、豊島で
あつた調停成立の調印式で当時の
真鍋武紀知事が住民に謝罪し、産
業廃の完全撤去で合意した。製縫所
がある隣の直島に運んで処理する
異例の試みとなり、国も財政支援
して総事業費は300億円を超えた

こんなに高くなつてあれば、産廃の廃棄のあり方そのものを見直さなければならぬ。豊島のそんな教訓が、廃棄物処理法の根本的改正や自動車リサイクル法制定などにつながりました。廃棄物の問題は押しつけられた人たちの問題ではなく、「私自身の問題だ」という認識が生まれ、日本社会が循環型社会に腳を出す契機になりました。

産廃の撤去は19年に完了しましたが、不法投棄の跡地では地下水の浄化が続いている、自然海岸の



不法投棄の現場=1995年12月

問題 新たに鏡光社会へ 循環型社会へ 機契社会へ 「孫子・孫代から恨まれる」

回復は遺失であります。
今石井さんは住民団体「廢棄物
対策協議会住民会議」のガイドの一
人として、住民運動の資料がある
「豊島のトコロ資料館」を案内し
てもらいました。

語り繰をやめたり同じ誤りが起つる懲戒します。「申し訳ない」と謝罪した香川県の県民の関心が薄れれば、再び悪徳業者を取り込まれる可能性があります。人間が不完全で弱いものである以上、組織は必ず間違いを犯すことがあります。自覚が必要です。

一方で、公署調停成立から25年、豊島の地域づくがいすべにてて、なぜか言わせねば。産婆撤去といふ共通の目標があつたときには、住民の間に、互にたん議論しながら争ひ、放棄してしまはれがちありましたが、バラバラになつてしまつたんだ感がついたりします。

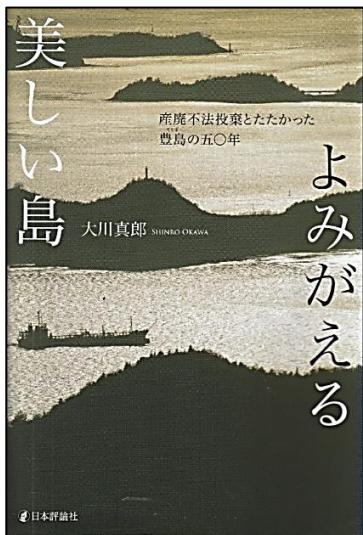
三者が語り継ぐより、見るかに難しい。平成も邊の緊張感のあつた生民運動では、島の人と島の人を傷つけるという場面があり、当時の子供たるに、触つてはいけない世界を見ていたのかおそれがやふ。

2010年 美術館開館

今豊島には10年、豊島美術館がオープン。「アートの島」として世界的に知られるようになったが、オービーションが新

たな問題に直面している》瀬戸内国際芸術祭の期間中には人口の2倍もいる観光客が島を訪れます。しかし、観光客をぐるぐる地図が設計されているないので、急患の搬送など、様々な問題が起きています。自治会などの住民組織は混乱し、島を出でやすらかに本来の議論ができなくなっています。「だから、やめろ」と言いつぶやくわけではなく、問題提起です。「もちろん検証しながら問題を解決していくがたまご、島がまだなに」いくつ語彙が、今しつづけられてきてくる感じがする。(構成・増田洋一)

☆☆☆ ご寄贈頂きました ☆☆☆



よみがえる美しい島

産廃不法投棄とたたかった豊島の五〇年

大川真郎 著

2025年6月1日 日本評論社・刊 定価2,600円+税

大規模産廃不法投棄により汚染されたふるさと。絶望の淵から立ち上がり、美しい自然を取り戻した住民たちの勇姿を描く

2025年6月19日、「謹呈」されました。紙上をもって感謝申し上げます。このニュースの読者にはご一読をお勧めします。著者の大川真郎氏は、故中坊公平弁護士を団長とする「豊島住民弁護団」の副団長。2000年6月の公害調停成立以後も「豊島応援団」として活動してきました。

☆☆☆

新刊紹介

☆☆☆

南方ブックレット16

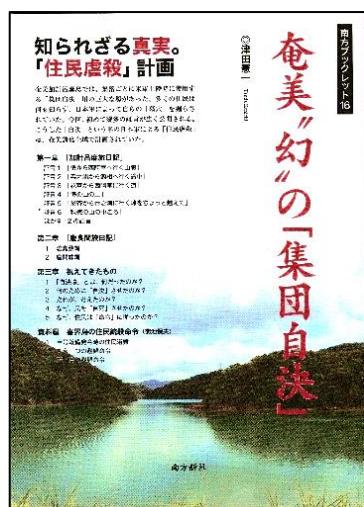
奄美“幻”の「集団自決」

津田憲一 著

2025年7月20日 南方新社・刊 定価1600円+税

歴史に埋もれ、ついには忘れ去られていくかもしれない「知られざる真実」、その一つが今、その時を記憶する老人の証言を収集し明らかになってきた。

80年余り前、奄美・加計呂麻島では、日本軍が何も知らない何も知らない島民を動員して、米軍上陸時に使用する「集団自決」用の巨大な壕が、集落ごとに造られていた。「自決」という名の日本軍による「住民虐殺」は、奄美諸島全域で計画されていた。



愛媛で生き、書いた - 記者 西原博之 -

「西原博之さんを偲ぶ会」実行委員会 編

2025年8月2日 自費出版 定価1700円+税

市民に寄り添い、自然と向き合い、環境問題を追及した新聞記者・西原さんの遺稿集。「西原さんとの出会いは織田ヶ浜だった」「織田ヶ浜の問題を瀬戸内海全域の問題に広げて下さった」「西原さんは長い間、『記事を書くことによって』私たちに、そして市民社会に『指針と勇気』を与え続けた」と、実行委員会共同代表・阿部悦子は前書きに記した。山と川と海とのつながりを知るヒントが得られるブックレットです。

購入希望の方は阿部悦子さん（090-3783-8332）まで。



地域分断を招いた福山・鞆港埋立て架橋計画

反対住民の交通渋滞解消代替策「トンネル」が開通

エリア広域 2025年(令和7年)3月31日 月曜日

山陽

高まる期待 祝福ムード

広島県を代表する観光地の一つ、福山市鞆町地区で30日、開通した「鞆未来トンネル」。交通渋滞緩和と観光振興に期待が高まり、記念行事は祝福ムードに包まれた。一方、県がかつて打ち出し、後に撤回した鞆港埋立て・架橋計画の賛否を巡って地域が分断された経緯があり、複雑な思いでこの日を迎えた住民もいた。（1面関連）



福山・鞆未来トンネル開通

備後

BINGO

分断の歴史 複雑な思いも

備後



歩き初めした人たちでにぎわうトンネル
西詰め=30日午後0時13分

2025年3月31日
山陽新聞

(上田勇輝)

い。混雑で読めなかつた移動時間が計算しや
た。午後4時、トンネル開通。東詰め周辺は出
入りする車でしばらく混み合つた。通行した
タクシー運転手ノ瀬創さん(49)は「ほぼ直線で走りやす
い」と話した。一方、式典を複雑な思いで見守つた住民も
いた。鞆町内会連絡協議会の岡本浩男会長(67)は「町中の細い道

はそのまま。住民の多くが望んだ架橋は実現せず、課題は山積している」と指摘した。架橋計画に反対し、県を訴えた原告団事務局長だった松居秀子さんは「そのままで本的な解決にはならず」と指摘した。

鞆港埋立て架橋計画が浮上して実に40年余り。鞆地区の交通渋滞解消のための計画とはいえ、地域での熟した議論もなく行政が一方的に計画を進めようとし、賛否を巡り地域に分断をもたらした。

私たち環瀬戸は、計画に反対する地元の皆さんのが意を汲み署名活動に協力、2009年6月には地元NPO「鞆街づくり工房」の協力を得て、第20回総会を鞆で開催させて頂いた。

鞆港埋立て架橋計画差止訴訟(07年4月提訴)で、広島地裁は09年10月、「鞆の浦の景観は国民の財産」と断じ、「鞆港埋立て架橋計画差止」を全面的に認めた。「住民は歴史的景観権を享受している」と推認し、鞆の浦を、瀬戸内法で公益として保護すべき景観と判じ、瀬戸内法を計画差止の論拠としたのは特筆するに値する。

一審判決から広島県の控訴そして取り下げと、15年もの無駄な時間を重ね、埋立て架橋計画反対の住民が当初から提案していたトンネルがやっと開通したのだ。しかし、分断された住民の心はまだ開通とはいえないようだ。

(25.8.2 松本宣崇)

☆☆☆ いんふ おめいしょん ☆☆☆

➤ 各地から

◆ 講演会

「岩国基地強化と進む馬毛島の基地建設」

8月30日(土)14:00～ 広島弁護士会館

講師：長野広美さん（鹿児島県西之表市議会議員）

資料代：800円

主催：岩国基地の拡張・強化に反対する

広島県住民の会（新田 090-3373-5083）

◆ 祝島裁判第15回口頭弁論

9月18日(水)10:30～ 山口地裁岩国支部

漁業者の岡本さん、祝島島民の会の木村さん、

法律専門家の熊本一規氏ら、本人並びに証人尋問

◆ 岡山御津 NS 日進産廃処分場

許可取消請求訴訟第27回口頭弁論

10月1日(水)11:15～ 岡山地裁

◆ 三原市本郷産廃処分場許可取消請求

控訴審第9回口頭弁論

10月10日(金)14:15～ 広島高裁

➤ 環瀬戸内海会議の新ロゴマークが決まりました！



瀬戸内海とそれを取り巻く陸地とさらに世界へつながる広い海をイメージしたものです。昨年出版した「瀬戸内法50年－未来への提言」のデザインを担当してくださった石岡真由海さんの製作です。第36回総会で、環瀬戸内海会議の新しいロゴマークとして正式に決まりました。ご愛顧のほどお願いします！

➤ 事務局からのお願い

・マーリングリストへの参加募集

会員相互の情報交換や事務局からの連絡のために「環瀬戸内海会議マーリングリスト」をつくっています。随時参加の希望を募っています。メールアドレスをお持ちの方は是非ご参加ください。

参加希望の方は、青野（akko.aono@gmail.com）までお知らせください。

・ニュース・記事の募集

各地のニュースや活動、イベントの宣伝などの原稿を募集します。発行月の前月（1月・5月・8月）末までに事務局あてにお送りください（紙面の都合上掲載できない場合もあります）。

2025年度会費納入のお願い（未納の方）

年会費（一口）個人 4,000円 団体 10,000円（何口でも可）

環瀬戸は36年目に入りました。環瀬戸の活動は主に、皆様の年会費とカンパで賄われています。

2025年4月～2026年3月の会費未納の方は、納入をお願いします。カンパ大歓迎です！

会費等振込先：郵便振替 口座番号 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

※他の金融機関からの振込み： ゆうちょ銀行 169店 当座0044750 カンセトナイカイカイギ

本会から領収証は発行しませんので、各自振込の記録を保管されますようお願いします。

瀬戸内トラストニュース第87号 2025年8月20日 発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 湯浅 一郎（東京都） 石井 亨（香川県）

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>